

東北農政局生産部長
関東農政局生産部長) 殿

生産局畜産部畜産振興課長
農産部穀物課長

平成27年産米穀の飼料利用について

平成26年産の米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀をいう。以下「飼料利用米」という。）の流通・利用については、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成26年3月20日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）を行い、その結果に基づき自粛の解除を判断するよう指導を行ってきたところです。

こうした中、平成27年産の玄米検査については、平成27年3月20日に改正された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成27年3月20日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が一般検査又は全量全袋検査を行うこととされており、平成27年産の飼料利用米の流通・利用についても、原則として、自粛を行った上で、玄米検査の結果に基づき自粛の解除を判断することとし、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴職より貴局管内の各都県に対し通知するとともに、農業者、流通業者等に対して、徹底するよう指導願います。

記

- 1 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成27年3月20日原子力災害対策本部）に基づき玄米検査を行う県（以下「検査対象県」という。）は、その結果が明らかとなるまでの間は、平成27年3月20日付け原子力災害対策本部長指示により県の管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう要請されている区域（以下「出荷管理等区域」という。）を除き、検査対象区域となる市町村又は旧市町村の米穀について、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷を自粛するよう飼料利用米の生産者（飼料利用米を自家生産する畜産農家を含む。）及び流通業者に対して指導する。
- 2 検査対象県は、玄米検査の結果、1で出荷の自粛を指導した区域のうち出荷・販売が可能となった区域の米穀（県の管理の下、市町村が稲を作付けした農家を台帳に整理し、農家ごとに検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行う場合は、出荷

販売が可能となった米袋（フレキシブルコンテナ等を含む。以下同じ。）の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛を解除できることとする。

- 3 検査対象県は、出荷管理等区域においては、「27年産以降の米の作付等に関する方針について」（平成27年2月27日農林水産省公表）に基づき、全量全袋検査が終わるまでの間は、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理を行い、全量全袋検査の結果、出荷・販売が可能となった米袋（フレキシブルコンテナ等を含む。以下同じ。）の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛を解除できることとする。
- 4 検査対象県は、玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として利用する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。以下「単体利用」という。）は、玄米検査の結果、放射性セシウム濃度が暫定許容値（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）記の1の（2）の1）に規定される牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値をいう。以下同じ。）以下となった区域の飼料利用米（全量全袋検査を行う場合にあっては、玄米検査の結果、暫定許容値以下となった米袋の飼料利用米）のみが利用されるよう、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。
- 5 また、もみ米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体利用する場合は、関係県は、次の取組について、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。
 - (1) 玄米検査の結果を用いたもみ米の放射性セシウム濃度の算出方法
もみ米の放射性セシウム濃度は、玄米検査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比（1.5）を乗じることにより算出する。
なお、実際にもみ米の放射性セシウム濃度を測定する場合には、上記の算出方法を用いる必要はない。
 - (2) 飼料利用の可否の判断
玄米検査を行った区域（全量全袋検査を行う場合にあっては、当該検査を行った米袋）において、上記の算出方法により算出したもみ米の放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみ米の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えない場合のみ、当該区域のもみ米を単体利用することができる。
- 6 本通知に基づき指導対象となる米穀は、新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀としていることを踏まえ、関係県は、これらの米穀を生産、流通、消費する事業者等が網羅的に周知・指導の対象となるよう留意する。